平成２９年（フ）第１６３４号
福岡県糟屋郡志免町片峰４丁目１番１号
ルート浦園ⅡＣ102号
債務者　藤本　宣子
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１０号
福岡県古賀市薦野1887番地１　ヴィラ花みずきＤ－１
債務者　野上　優城
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９２７号
福岡市博多区美野島２丁目29番２－113号
債務者　池田　　朱
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９７０号
福岡市東区宮松１－16－２、住民票上の住所福岡県福津市光陽台３丁目７番地の８
債務者　宮下　詩織
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９８８号
福岡市南区屋形原３丁目35番16－306号
債務者　川西　　真
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１０号
福岡県太宰府市朱雀３－５－２　スカイコートＢ102、住民票上の住所福岡県太宰府市朱雀３丁目５番１号　スカイコートＡ205号
債務者　宗野　良彦
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０５０号
福岡市中央区清川２丁目１番30－706号
債務者　神野　　香
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７４３号
北九州市八幡西区浅川２丁目３番16－306号（ランセル浅川）
債務者　日高　節子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７４５号
福岡県中間市通谷４丁目25番17号
債務者　松尾　純昭
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７４６号
福岡県中間市通谷４丁目25番17号
債務者　松尾　惠子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５４号
函館市本通４丁目36番３号　１Ｆ　右
債務者　川村　桃子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３６１号
函館市西旭岡町２丁目35番地５
債務者　河村　　慶
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３６３号
北海道北斗市追分１丁目35番地の83　アブニール・シェル８番館　203
債務者　鈴木　翔子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３６５号
函館市桔梗３丁目17番20号
債務者　川口　祐介
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３６６号
函館市桔梗３丁目17番20号
債務者　川口　奈巳
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３６８号
函館市日吉町４丁目７番23－１号
債務者　阿部　榮子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３７１号
函館市亀田港町33番18号
債務者　瀬戸　佑介
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４２４号
愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒508号
債務者　松本　義則
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係